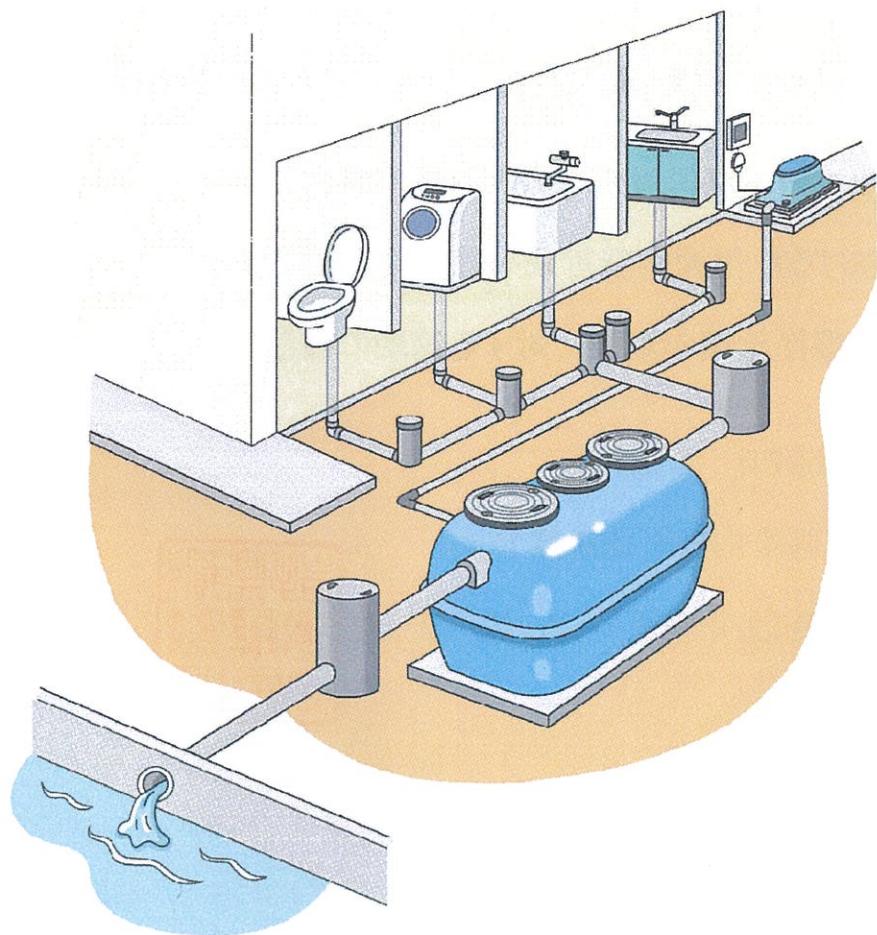


岩手県知事

達 増 拓 也 様

# 要 望 書



岩手県浄化槽推進協議会

## 水環境保全のための浄化槽整備事業の一層の推進について

浄化槽は、公共用海域等の水質保全に寄与する恒久的な施設です。

また、人口散在地域が多い本県において、健全な水環境の保全に極めて有効であるとともに、人口減少社会にも柔軟に対応できる汚水処理施設であり、汚水処理施設の早期概成に向けた取組みにおいて、浄化槽の果たす役割が大いに期待されております。

つきましては、本事業を実施している県内市町村の要望に基づき、次の事項について、その実現を強く要望いたします。

- 一 浄化槽整備事業の推進に必要な予算の確保
- 一 浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引き上げ
- 一 浄化槽の維持管理に対する助成制度の拡大
- 一 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し
- 一 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活

令和6年8月27日

岩手県浄化槽推進協議会

会長(矢巾町長) 高橋 昌造



## 一 淨化槽整備事業の推進に必要な予算の確保

平成 26 年 1 月に汚水処理を所管する3省が連携しとりまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に、各種汚水処理施設の整備について「今後 10 年程度を目標に概成させる」ことが盛り込まれ、県内市町村の汚水処理構想の見直しを進める上で、浄化槽の果たす役割が大いに期待されております。

「いわて汚水処理ビジョン 2017」においても、浄化槽の普及人口を 16.8 万人から 21.1 万人へと大幅に増加する整備目標となっており、浄化槽設置整備事業費補助金所要額の安定的な確保が求められることから、引き続き、岩手県の力強い支援を要望いたします。

## 一 浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引き上げ

浄化槽設置整備事業(個人設置型)は、従来の国庫補助3分の1事業に加え、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として国庫補助2分の1事業がありますが、対象事業の6割以上がくみ取り便槽・単独処理浄化槽からの転換であることが補助要件となっており、事業体ではコントロールできない内容であることが、導入を躊躇する大きな要因となっています。

くみ取り便槽や単独浄化槽からの転換、浄化槽の新規設置のいずれも水洗化率の向上に寄与するものであるとともに、助成率の引き上げは水洗化の促進につながる施策であることを踏まえ、全ての事業を国庫補助2分の1とすることを国に要望するよう要請いたします。

## 一 浄化槽の維持管理に対する助成制度の拡大

公共用水域等の水質保全のため適切な浄化槽の維持管理の重要性が一層高まっておりますが、浄化槽の維持管理には保守点検、清掃、法定検査等に係る経費が伴い、住民の大きな負担となっています。また、行政において浄化槽の維持管理状況を的確に把握するには、法定検査の受検が必要であり、受

検率の向上が公共水域の保全及び浄化槽事業の信頼性向上に重要となっております。

この維持管理負担金軽減のため、令和5年度から公共浄化槽を使用する少人数高齢者世帯を対象とした維持管理助成事業が創設、令和6年度からは個人設置型浄化槽を使用する少人数高齢者世帯等を対象とした維持管理助成事業が創設されましたが、更なる維持管理の適正化に向け、助成対象の拡大を国に要望するよう要請いたします。

### 一 住宅における浄化槽処理対象人員算定基準の見直し

住宅等に設置する浄化槽の処理対象人員算定については、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に基づき、対象延べ床面積により算定することとされており、 $130\text{ m}^2$ を基準として5人槽、7人槽を区分しております。この日本産業規格（JIS A 3302-2000）の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きでは、「当該地域における住宅の一戸あたりの平均的な延べ面積に応じて、増減できる。」とされております。

岩手県では「ただし書きの取扱い」について、平成 30 年 2 月 22 日付け資循第 461 号の通知により、「浄化槽人槽算定ただし書き適用条件」として示されておりますが、岩手県の持ち家一戸建住宅の平均面積は平成 10～30 年の住宅・土地統計調査の結果より、おおよそ  $160\text{ m}^2$ で推移していることや、盛岡市では新築における 5 人槽の延べ床面積を  $160\text{ m}^2$ 以下としていることなどから、岩手県においても地域の実情に即して条件を緩和するよう要望します。

### 一 個人設置型浄化槽の更新に対する補助の復活

環境省が汚水処理未普及解消に予算を重点化したことにより浄化槽の更新に対しての補助制度がなくなりましたが、浄化槽法の目的である公共用水域の保全のためには、汚水処理未普及解消だけでなく、老朽化等により汚水を適